

【史料紹介②】

宗義成・宗義質口宣案について

古川 祐貴

宜任侍従

奉

一、内容

長崎県対馬歴史研究センターでは、令和二年（二〇二〇）度に対馬宗家文書を購入した。宗義成（二代藩主）口宣案と、宗義質（一二代藩主）口宣案の二点である。まずはその内容について確認しておこう。

【史料①】

〔端裏書〕

「口 宣案」

上卿
三條中納言

元和三年三月廿一日 宣旨

正五位下平 義成

宣叙從四位下

奉

蔵人右中辨藤原光賢

【史料②】

〔端裏書〕

「口 宣案」

上卿
花山院右大將

蔵人右中辨藤原光賢

文化九年十二月十六日 宣旨

〔宗・二代藩主〕
従四位下平 義質朝臣

藏人頭右近衛権中將兼春宮亮藤原隆純

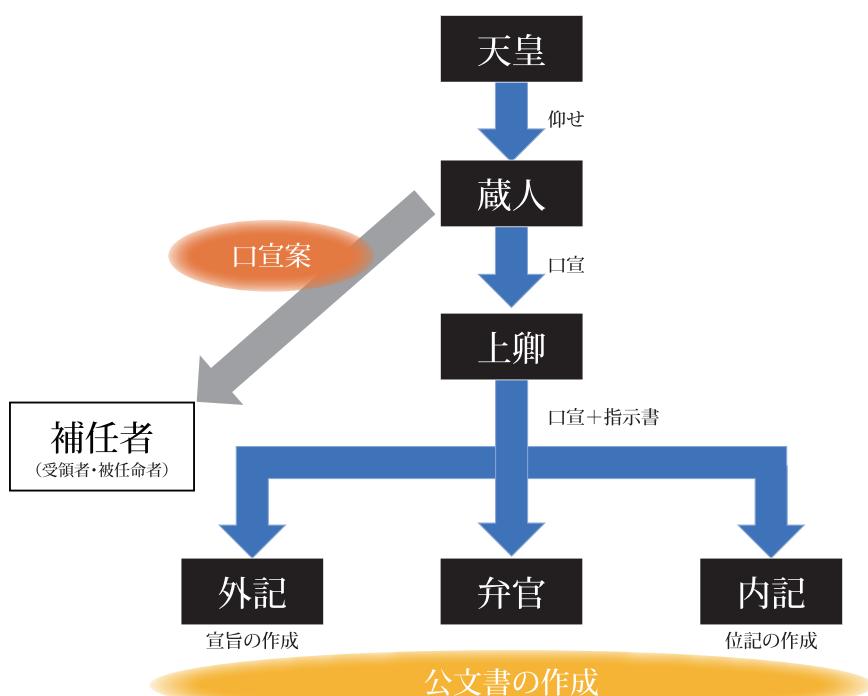
【史料①】は、「正五位下」の「平（宗）義成」が元和三年（一六一七）三月二二日に「従四位下」へ叙されることを示した文書である。

文書を作成した「藏人」は「藤原光賢」、このときの「上卿」は「三條中納言（実有）」が務めた*。同じく【史料②】は、「従四位下」の「平（宗）義質」が文化九年（一八一二）一二月一六日に「侍従」の官職へ任せられたことを示す文書である。文書を作成した「藏人頭」は「藤原隆純」、「上卿」は「花山院右（近衛）大將（愛德）」が務めている。

ともに文書奥から巻き込み式で折り畳まれ、文書袖裏＝端裏書（端裏銘）には、「口宣案」と大書される。【史料①】は縦三六・一センチ×横四七・七センチ、【史料②】は縦三三・四センチ×横五一・六センチであり、ともに宿紙が用いられる。宿紙とは、一度文書として使用された料紙を碎いて新たな料紙として漉き直したものであり、現代風に言えば再生紙ということになるだろう*²。口宣案の料紙には一般的にこうした宿紙が用いられたことから*³、両文書は江戸時代に対馬宗

家が受領した口宣案の原本と考えてよい*⁴。

そもそも「口宣案」とは、天皇の仰せを口頭で受けた藏人（天皇の秘書官）が、補任者（受領者・被任命者）に対して交付した文書のことである（【図表①】）*⁵。朝廷による叙位や官職の任命等のいわゆる人事に関する命令は、この「口宣案」が多く用いられた。本来藏人は天皇の仰せを「口宣」という文書に書き留め、それを上卿（朝廷の諸行事・会議の責任者）に伝えることで、種々の公文書が作成されていった。しかし、これでは多分に時間がかかったことから、藏人が先に「口宣」の内容を写して、補任者（受領者・被任命者）に交付したのである。それが「口宣案」であり、本来的な流れとは“別の”流れである。それが「口宣案」では、後に律令官制に基づく仰々しい手続きは見直されていき、この「口宣案」そのものが朝廷発給の公文書と見做されるようになる。江戸時代の大名家も叙位・任官がなされるたびに、こうした「口宣案」などの朝廷文書を受け取っていたのであり、対馬宗家もこうした慣例の中で、宗義成（二代藩主）口宣案、宗義質（二代藩主）口宣案を受領していたのである。次に対馬宗家が宗義質（二代藩主）口宣案を受領したときの様子が知られるので、その様子について確認しておこう。



【図表①】朝廷発給の文書（公文書）作成の流れ

小島道裕『読みなくても大丈夫！ 中世の古文書入門』（河出書房新社、2016年）19頁をもとに作成。

二、受領—宗義質の事例から

文化九年（一八一二）一〇月二日、宗義功（よしかつ一一代藩主）は、対馬

に在国したまま江戸幕府から隠居が認められた*。その理由は以前から続く病のためで、義功は長らく江戸参勤も猶予されていた。家督を相続したのは宗義質であり、彼はその年の四月に嫡子成（次の家督相続者として幕府から正式に認められること）を果たしたばかりであった。義質は義功が隠居した一〇月二日に家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）が幕府から認められると、一二月一六日には従四位下・侍従、対馬守となる。従四位下・侍従、対馬守は、宗義智（よしとし初代藩主）以来の地位であり、これによつて義質は、歴代対馬藩主の地位に就くことができた、と言うことができる。

この日春日亀（京都藩邸）は、大坂藩邸より口宣頂戴奉書と京都所司代宛て宗義質書状が江戸藩邸から届けられたことを知らされる。前者の口宣頂戴奉書とは、幕府老中が京都所司代宛てに口宣案を発行する権限を有する朝廷への働きかけを指示したものであり、また後者の宗義質書状は、同じく京都所司代宛てに口宣頂戴奉書を届ける旨を報告したものである*¹⁰。京都所司代は春日亀の根回しによつて、すでに宗義質が、従四位下・侍従、対馬守となつていていたことを知つてはいたが、奉書や書状が届けられたことで、正式に朝廷への働きかけを開始することになる。ちなみに奉書や書状は、即日大坂藩邸から京都藩邸へともたらされ、翌一三日には京都所司代宛てに提出されている。

京都所在の幕府役人（京都所司代・西町奉行・東町奉行・伏見奉行）へと報告される*。この後春日亀は、六条有庸（ありゆう大納言・武家伝奏〔月番〕）、廣橋伊光（これみつ大納言・武家伝奏〔非番〕）のもとを訪れ、「口宣（案）頂戴」のことをお願いするとともに、飛鳥井家を訪れ、「御掛緒頂戴」

のことなどを、横田兵之助（出入与力）を訪れて、受領に係る「心得書」などを相談している。春日亀はこのほか、「口宣（案）頂戴」に際して納めるべき「御官物」「御官銀」についても調整していることから*、「口宣（案）頂戴」前に様々な根回しを行つていたことが分かる。「口宣（案）頂戴」に関して、より本格的な動き出しが見られるのは、文化一〇年（一八一三）一月一二日のことである。

この日春日亀（京都藩邸）は、大坂藩邸より口宣頂戴奉書と京都所司代宛て宗義質書状が江戸藩邸から届けられたことを知らされる。前者の口宣頂戴奉書とは、幕府老中が京都所司代宛てに口宣案を発行する権限を有する朝廷への働きかけを指示したものであり、また後者の宗義質書状は、同じく京都所司代宛てに口宣頂戴奉書を届ける旨を報告したものである*¹⁰。京都所司代は春日亀の根回しによつて、すでに宗義質が、従四位下・侍従、対馬守となつていていたことを知つてはいたが、奉書や書状が届けられたことで、正式に朝廷への働きかけを開始することになる。ちなみに奉書や書状は、即日大坂藩邸から京都藩邸へともたらされ、翌一三日には京都所司代宛てに提出されている。

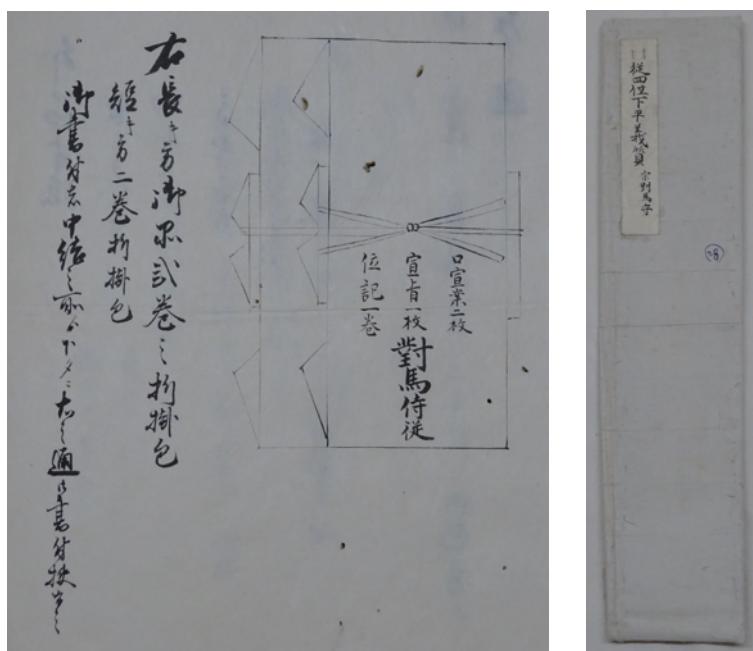
奉書や書状が京都所司代に届けられた後の朝廷への働きかけの内実は対馬宗家側も分かり得ない。ために「義質様御任官口宣御使者勤記」にも、このあたりの事情は記されない*¹¹。宗義質口宣案自体（史料

②】から、「藏人頭」が「藤原隆純」であり、「上卿」が「花山院右（近衛）大将（愛徳）」であったという事実が知られるくらいのものである。

一方で口宣案には、「文化九年十二月十六日」に侍従へ任じられたことが記されていた。この「文化九年十二月十六日」は、將軍が宗義質に従四位下・侍従、対馬守を命じた年月日であり、実際に天皇が命じた年月日ではない。口宣案の発給は依然として朝廷が行っていたことから、將軍が命じた年月日がそのまま天皇が命じた年月日として採録されたのである。このあたりの事情は、江戸時代の口宣案を見る上で留意すべき事項の一つと言えぬ¹²。

さて、文化一〇年（一八二三）一月二一日、春日龜は大坂藩邸から上京していた幾度九左衛門、口宣頂戴奉書などを大坂藩邸から持参した戸田右門などを伴って、六条邸を訪れると、六条有庸（武家伝奏〔月番〕）から「位記・宣旨・口宣案等」を受け取つた。後に三人はもう一人の広橋伊光（武家伝奏〔非番〕）や、掛緒免状に係る飛鳥井家を訪れ、お札を済ませるとともに、京都所司代から口宣頂戴奉書請取書状（返書）、宗義質宛て書状（返書）、掛緒免状を受け取つている。これらは江戸藩邸からもたらされた口宣頂戴奉書などに対応するものであり（掛緒免状を除く）¹³、使者に託すかたちで京都から江戸まで運ばれた。受領された口宣案の詳細は、「義質様御任官口宣御使者勤記」から

は窺い知れないものの、ここで受け取った口宣案こそが宗義質口宣案そのものであつたろう。受け取りに際して収納箱に収められたことが分かつてゐるが¹⁴、現状においては包紙が一点付属する以外、何も伝來していない（【図表②】）。



【図表②】口宣案受領時の折掛包（左）と実際に付属した包紙（右）

「義質様御任官口宣御使者勤記」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/1/S②/196）。

三、伝来

九州国立博物館が運営する「対馬宗家文書データベース」で¹⁵、対馬宗家が受領した口宣案を検索すると、四八点がヒットする。分割保管される宗家文書¹⁶の中でも口宣案を有するのは同館だけである」とから【図表③】、この四八点が宗家文書として伝来する口宣案の全てと言うことができる。その内訳は【図表④】に示す通りである。

ここから各代の藩主の口宣案が、ある程度満遍なく伝来していることが分かる。しかし、宗義成（二代藩主）、宗義質（二二代藩主）のものは一点も伝来していない。対馬藩主として幕府から認められるたびに、従四位下・侍従、対馬守、それぞれの口宣案が朝廷から発給されていたことを考えれば、豊臣秀吉期にその地位に達した宗義智（初代藩主）を除いて、一点も伝来していないのは奇異に映る。【図表④】の傾向から、各代の藩主の口宣案は最低でも一点は伝来しているようだからである。その理由は定かではないものの、このたびの購入によつてその空白の一端を埋めることができたことは事実であろう¹⁷。では二点の口宣案はどうなかたちで伝来したと考えられるであろうか。

「対馬宗家文書データベース」に掲載される宗家文書は、平成九年（一九九七）に文化庁が民間業者から購入したものである。購入後文化庁は、それを独立行政法人国立博物館（現・独立行政法人国立文化

財機構）へと移管し、平成一七年（二〇〇五）に開館した九州国立博

物館の収蔵品の一つとした。そもそも民間業者が宗家文書を有しているのは、平成五年（一九九三）に起きた島外流出事件のためである¹⁸。

事件によって宗家文書は、一万四〇〇〇点余りが島外へ流出したと言わされている。その解決の糸口とされたのが文化庁による購入であつた。

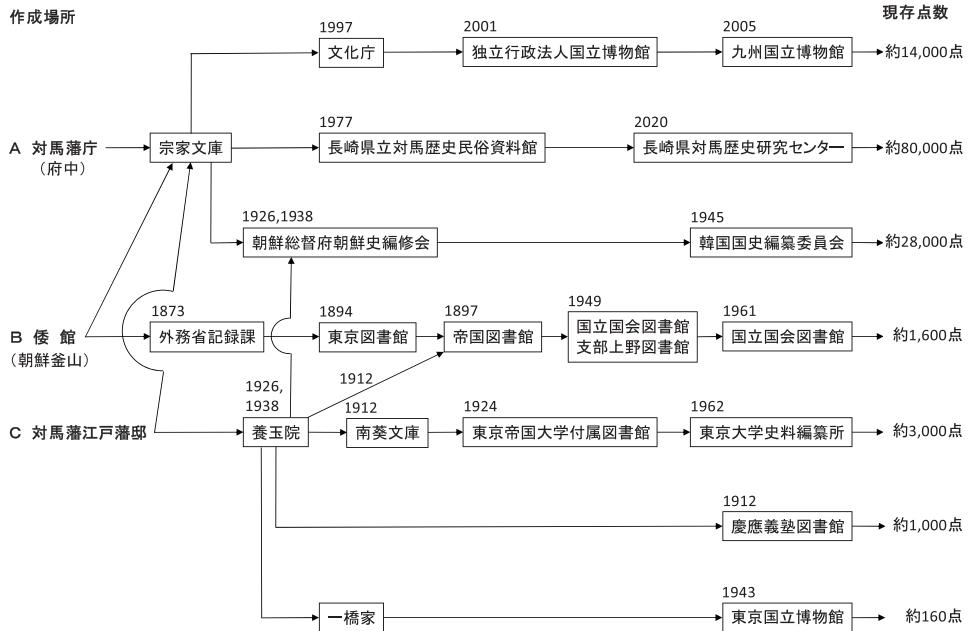
しかし、文化庁が購入した宗家文書は流出した全てではない。現に同期に流出した宗家文書の一部が、九州国立博物館以外の場所に保管

されている。つまり文化庁は全てを購入できたわけではなかつたのであり、流出した全貌は分からぬままなのである。そのような意味で島外流出事件は未だ解決していないと言うことができるかも知れない。

今回購入した二点は、事件によって流出した宗家文書の一部と考えられる。より厳密には、文化庁購入分以外の宗家文書の一部である。残念ながら購入元（古書店）が入手する以前の状況を窺い知ることはできない。しかし、事件によって一度は島を出てしまつた宗家文書が再び同地に戻ってきたことの意義は大きい。先にも触れたように、文化庁購入分以外の宗家文書はほとんど所在が分かつていなかつてゐる。私たちにできることは、行方知れずとなつた宗家文書を追い続け

ることであり、購入なども含めて、適切に保管されるよう見届けることである。ただどのような資料がどのくらい流出したのかも分かつて

いなないことから、様々な方々のご協力を仰ぐ必要がある。もし宗家文書と思しき資料を見かけたら、当センターへご一報いただきたい。



【図表③】対馬宗家文書保管所の変遷

田代和生「国立国会図書館所蔵『宗家文書』の特色」(『参考書誌研究』76、2015年)5頁より引用したも
のに一部加筆。

1 宗義智						0
2 宗義成						0
3 宗義真	従四位下 (明暦元年6月21日、P13406)	侍従 (明暦3年12月27日、P13413)	対馬守 (明暦3年12月27日、P13414)	従五位下 (承応3年12月28日、P13405)	播磨守 (明暦元年6月21日、P13407)	5
4 宗義龍(義倫)	従四位下 (貞享元年12月15日、P13419)	侍従 (元禄9年12月18日、P13423)		従五位下 (天和3年12月4日、P13417)	右京大夫 (天和3年12月4日、P13418)	4
5 宗義方	従四位下 (元禄9年12月22日、P13440)	侍従 (元禄9年12月22日、P13441)	対馬守 (元禄8年12月28日、P13437)	従五位下 (元禄8年12月28日、P13436)		4
6 宗方誠(義誠)	従四位下 (享保3年12月1日、P13463)	侍従 (享保3年12月1日、P13464)	対馬守 (享保3年12月1日、P13323)	従五位下 (享保3年12月1日、P13322)		4
7 宗方熙	従四位下 (享保16年4月29日、P13459)	侍従 (享保16年4月29日、P13460)	対馬守 (享保16年4月29日、P13456)	従五位下 (享保16年4月29日、P13455)		4
8 宗義如		侍従 (享保7年12月16日、P13317)				1
9 宗義善	従四位下 (宝曆2年4月26日、P13328)	侍従 (宝曆2年4月26日、P13333)	対馬守 (宝曆2年4月26日、P13329)	従五位下 (宝曆2年4月26日、P13334)		4
10 宗義輔	従四位下 (宝曆12年5月21日、P13451)	侍従 (宝曆12年5月21日、P13450)	対馬守 (宝曆12年5月21日、P13446)	従五位下 (宝曆12年5月21日、P13445)		4
11 宗義功	従四位下 (寛政2年11月27日、P13468)	侍従 (寛政2年11月27日、P13470)	対馬守 (寛政2年11月27日、P13339)	従五位下 (寛政2年11月27日、P13338)		4
12 宗義質						0
13 宗義章	従四位下 (天保3年12月16日、P13347)	侍従 (天保10年2月29日、P13354)		従五位下 (天保3年12月16日、P13349)	右京大夫 (天保3年12月16日、P13348)	4
14 宗義和	従四位下 (天保13年10月26日、P13312)	侍従 (天保13年10月26日、P13313)	対馬守 (天保13年10月26日、P13308)	従五位下 (天保13年10月26日、P13307)		4
15 宗義達	従四位下 (文久3年3月8日、P13318) 従四位下 (文久3年3月8日、P13473)	侍従 (文久3年3月8日、P13426) 侍従 (文久3年3月8日、P13474)	対馬守 (文久3年3月8日、P13480)	従五位下 (文久3年3月8日、P13479)		6
計						48

【図表④】対馬宗家口宣案一覧

和暦は口宣案に示された年月日、Pを含めたアラビア数字は九州国立博物館の収蔵品番号、網掛けは口宣案が見つかっていない、あるいは存在しないことを表す。また、宗義達(15代藩主)の従四位下・侍従の口宣案が2点ずつ存在する理由については今のところ分かっていない。

* 藏人名の最終文字右隣にある「奉」字は、藏人が内容を「奉」^{うけたまわ}

つたことを表している（小島道裕『読めなくとも大丈夫！ 中世の

古文書入門』（河出書房新社、二〇一六年）一九頁）。

* 小島前掲『中世の古文書入門』一八頁、『日本の中世文書—機能と形と国際比較—（展覧会図録）』（国立歴史民俗博物館、二〇一八年）二〇一頁。

* そもそも宿紙自体が、藏人が文書作成のために用いた料紙であった（前掲『日本の中世文書』二〇一頁）。

* 厳密には、宗義質（一二代藩主）口宣案の料紙は、宿紙様の紙（宿紙に似せた紙）とも言うべきものである。見た目こそ宿紙と変わらないが、手触りや風合いは全く異なる。一点の口宣案には二〇〇年ほどの差が存在することから、ある段階で宿紙から宿紙様の紙へと変化した可能性がある。その理由については今のところ分からぬ。ちなみに小島前掲『中世の古文書入門』一八頁や、前掲『日本の中世文書』二〇一頁には、料紙をより黒っぽく見せるために、時代が下るにつれ、意図的に染められるようになった事が記されている。

* 以下の文章は概ね、小島前掲『中世の古文書入門』一八～一九頁、前掲『日本の中世文書』二〇一頁を参照した。

* 本章では特に断らない限り、「義質様御任官口宣御使者勤記」（長崎

県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類1/1/S②/196）による。同史料は表紙に「京都御用場」「御国控」とあることから、京都藩邸で作成されたものの写しであろう。なお宗義倫（四代藩主）および宗義誠（六代藩主）の官位叙任については、すでに鶴田啓「近世大名の官位叙任過程—対馬藩主宗義倫・義誠の事例を中心にして—」（『日本歴史』五七七、一九九六年）で取り上げられている。

* 江戸藩邸から大坂藩邸、そして京都藩邸へと叙任の事実が伝えられたのは、京都で口宣案等を受領するためであつたが、そもそもこれは宗義質が四位以上の武家官位に叙任されたためであつた。従五位下・諸大夫成の場合には、恒例の年賀使として上京した高家が一括して口宣案等を朝廷から受領した。詳細については、藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）二六九頁を参照のこと。侍従成の場合には、飛鳥井家から「懸緒の免許」を受けることになつていた（藤田前掲『近世政治史と天皇』三〇〇頁）。

* 朝廷へ納めるべき「官物」が官物屋によつて代行されていた事実は、鶴田前掲「近世大名の官位叙任過程」でも指摘されている。また「官物」などの実態については、藤田前掲『近世政治史と天皇』一九八～二〇一頁に詳しい。

*¹⁰ 口宣頂戴奉書とは次のようなものであった（前掲「義質様御任官

口宣御使者勤記」)。

御奉書之写

(義質・二代藩主)

宗対馬守事、從四位下侍従被仰付候、口

宣等之儀相調候様、伝

奏衆迄可被申入候、恐々謹言

(八一二年)
文化九年十二月十六日

青山下野守忠裕

(幕府老中)

土井大炊頭利厚

(幕府老中)

牧野備後守忠精

(幕府老中)

松平伊豆守信明

(幕府老中)

判 判 判 判

(忠進・京都所司代)

酒井讚岐守殿

（忠進・京都所司代）

また、京都所司代宛て宗義質書状とは次のようなものであった。

御状之案

一筆致啓上候

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存候、然者

(宗義質・二代藩主)

私儀今度侍従被仰付候付、御老中貴様迄被遣

候口

宣之御奉書、昨廿三日松平伊豆守殿被相渡候故、使者持参申付候、

縣緒等之儀茂可然様御差団奉頼候、恐惶謹言

(信明・幕府老中)

戸田右門様

市岡兵部

*¹⁴ 口宣案等を収めた収納箱は、次のような仕様であった(前掲「義

十二月廿四日
(忠進・京都所司代)

酒井讚岐守様人々御中

*¹¹ 朝廷内での動きについては、藤田覚「近世武家官位の叙任手続きについて—諸大夫成の場合—」(『日本歴史』五八六、一九九七年)

*¹² 中世以来、武家官位の執奏権を将軍が握っていた事実については、藤田前掲「近世武家官位の叙任手続きについて」二〇頁、藤田前掲『近世政治史と天皇』二六九～二七〇頁で指摘されている。

*¹³ 掛緒免状に関しては、事前に飛鳥井家より次のようないことを伝達されていた(前掲「義質様御任官口宣御使者勤記」)。

以手紙得御意候、然者対馬守様御掛緒披露相済候付、明廿

(宗義質・二代藩主)

一日酒井讚岐守様御役宅江評状可被差出候間、彼表ニをゐて御請取可被成候、尤御礼物之儀者

(武季伝奏)

伝奏方相済候上二而、当家江御持參可被成候、仍而為御案内可得御意被申付如此御座候、以上

(忠進・京都所司代)

正月廿日 岡本掃部

(文化〇年・一八二三年)

質様御任官口宣御使者勤記」)。

御口宣入内箱寸法

長老尺四寸六步

幅四寸七步

高三寸武歩

板厚武歩

右いつれ茂金尺身之寸法也

但嶋桐かふせ蓋銀鉄菊

〃紐紫袋打平緒長サ箱ニ応し恰好

〃浅黄羽二重袷和巾二包 長三尺幅一尺五寸五步

外箱寸法

長老尺七寸

幅七寸

高五寸七步

板厚武歩台さし

但一ト通之桐ニして真田萌黄紐引通シジテ

なお、阿部義雄「大名の叙位をめぐる文書」(『古文書研究』二五、一九八六年)八七頁には、やむこいれらの収納箱を收める枠長持が

絵入りで紹介されている（南部信順〔八戸藩主〕口宣案のもの）。

*¹⁵ 「対馬宗家文書の世界」(<https://collection.kyuaku.jp/souke/>)。

*¹⁶ 宗家文書が国内外七ヶ所の収藏施設に分割保管されている事実については、田代和生「国立国会図書館所蔵『宗家文書』の特色」(『参考書誌研究』七六、二〇一五年)などで言及されている。

*¹⁷ 口宣案の受領には、第二章で紹介したような手続きを要する（）から、従四位下・侍従、対馬守の口宣案を同時に受け取るのが一般的であった（一藩主の口宣案の年月日が同じであるのはこのため）。

そう考えると、今回購入した宗義成（二代藩主）口宣案も、宗義質（一一代藩主）口宣案も、元々他の口宣案と一緒に管理されていた可能性が高い。しかし、現状としては一点ずつしか伝来していない。

*¹⁸ 同事件については、古川祐貴「対馬宗家文書の近現代—「宗家文庫」の伝来過程から—」（九州史学会・公益財団法人史学会編『史学』令125周年リレーシンポジウム2014 4 過去を伝える、今を遺す歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』〔山川出版社、二〇一五年〕）で取り上げたことがある。